

～このページは平成30年度においての情報です～

中央区(日本橋医師会)

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

◎ 実 施 期 間 平成 30 年 5 月 10 日～平成 31 年 3 月 31 日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・ 特定健康診査受診券

・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。

◎特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施していません。